給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号

岐阜県多治見市喜多町４―72　レオパレス春風103号

再生債務者　松本　　隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月９日

岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（再ロ）第１号

香川県高松市木太町4024番地１、開始決定時の住所香川県高松市由良町424番地８クレイドルＩ８号室

再生債務者　鳥　　准吾

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月９日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再ロ）第２号

香川県丸亀市綾歌町岡田東1357番地、住民票上の住所愛知県名古屋市中区新栄２丁目24番16号　ステラ新栄205号

再生債務者　土岐　拓也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月９日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再ロ）第１号

大分県中津市丸山町64番地

再生債務者　長沢　信幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年８月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月９日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２号

福島市飯野町字後谷戸32番地

再生債務者　菅野　礼子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月６日　　福島地方裁判所

平成２２年（再ロ）第４号

神奈川県厚木市恩名５丁目10番11号

再生債務者　青木　孝子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月９日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再ロ）第５号

札幌市豊平区旭町２丁目１番15―1005号

再生債務者　金津　興和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月９日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第６号

札幌市北区北34条西11丁目４番17―306号

再生債務者　樋渡　美香

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年８月９日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第２号

高知市十津１丁目3634番地53

再生債務者　酒井　一俊

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成22年８月９日

高知地方裁判所民事部個人再生係

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月三日

掲載頁　八十一頁（号外第一六二号）

平成二十二年八月十七日

北海道恵庭市柏木町三七一番地六

（甲）株式会社メモリアルむらもと

代表取締役　村本　隆雄

北海道北広島市中央二丁目四番地

（乙）株式会社北広公益サービス

代表取締役　村本　隆二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月七日

掲載頁　一三八頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月七日

掲載頁　一三八頁（号外第一四三号）

平成二十二年八月十七日

埼玉県戸田市笹目五丁目二七番地の二〇

（甲）文理輪転印刷株式会社

代表取締役　中村　雅己

東京都文京区小石川五丁目三九番一六号

（乙）文理印刷有限会社

代表取締役　中村　雅己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月七日

掲載頁　一三八頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月七日

掲載頁　一三八頁（号外第一四三号）

平成二十二年八月十七日

東京都千代田区三崎町三丁目四番九号

（甲）株式会社エース企画

代表取締役　星　　真人

埼玉県戸田市南町四番一〇号

（乙）株式会社アドベタイズエイティーン

代表取締役　星　　貢市

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年四月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十四日

掲載頁　一一一頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十四日

掲載頁　外第一三三号）

平成二十二年八月十七日

東京都文京区本郷三丁目二七番一二号

（甲）世界長株式會社

代表取締役　下村　洋喜

東京都文京区本郷三丁目二七番一二号

（乙）株式会社ユニオン・ロイヤル

代表取締役　閔　　恒夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月七日

掲載頁　外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月七日

掲載頁　外第一四三号）

平成二十二年八月十七日

東京都千代田区三崎町三丁目四番九号

（甲）株式会社エース企画

代表取締役　星　　真人

埼玉県戸田市南町四番一〇号

（乙）株式会社アドベタイズエイティーン

代表取締役　星　　貢市